

重要事項説明書

(看護小規模多機能型居宅介護)

あなたに対する介護サービスの提供開始に当たり、介護保険法第78条の4第1項及び第2項に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	有限会社 親和
事業者の所在地	福山市鞆町鞆552番地
法人種別	営利法人
代表者名	羽田富美江
電話番号	084-982-4110

2. 事業所の概要

施設の名称	さくらホーム・原の家
施設の所在地	福山市鞆町鞆136番地35
電話・FAX番号	TEL 084-970-5560 fax 084-970-5561
介護保険指定番号	3491502583
管理者の氏名	佐藤 弥生
サービスを提供する地域	福山市鞆町、田尻町、水呑町
開設年月	令和6年2月1日
登録定員	29人（通いサービス定員18人、宿泊サービス定員9人）
居室等の概要	宿泊室9室、居間食堂、台所、浴室、消防設備完備

3. 事業所の目的と方針

事業の目的	本事業は、通いを中心として要介護者について状態や希望に応じて随時「通い」「訪問」「訪問看護」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、その療養生活を支援するための看護サービスを加え、心身の機能維持回復及び生活の継続を支援する。
施設の運営方針	要支援、要介護の認定を受けた高齢者に対し、利用者及び家族のニーズを把握し、同意を得て、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことができるよう支援し、温かい心の通う適切な介護を提供する。

4. 職員体制

従業員	管理者	1 名（常勤兼務）
	計画作成担当者	1 名（常勤兼務）
	介護職員	10 名以上（通いサービス及び訪問サービス職員を含む）
	看護職員	2.5 名以上（常勤換算）

5. 営業日、営業時間及び連絡先

営業日	年中無休
営業時間	通 い：午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分 訪 問：随時 2 4 時間対応 泊まり：午後 5 時 0 0 分～翌朝 1 0 時 0 0 分

6. 従業者の業務内容

職 種	業 務 内 容
管理者	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理業務
計画作成担当者	居宅サービス計画の作成
介護職員	看護小規模多機能居宅介護サービスの提供
看護職員	健康チェック等の医務業務

7. サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
1. 通 い	送迎、健康チェック、介護の予防、病気の予防 食事、入浴、機能訓練、レクレーションその他
2. 訪 問	居宅を訪問して日常生活上の世話及び介護予防上の世話
3. 泊まり	送迎、健康チェック、食事、入浴その他

8. 利用料金

看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該看護小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割又は 3 割（負担割合証の割合に準ずる）額とする。

【料金表：基本料金／月】

要支援・要介護度	1 割負担の額
要介護 1	1 2 , 4 4 7 円

要介護 2	17,415 円
要介護 3	24,481 円
要介護 4	27,766 円
要介護 5	31,408 円

加算の種類	1 割負担の額	備考
初期加算	30 円／日	登録日から 30 日以内
認知症加算 III	760 円／月	日常生活自立度Ⅲ以上
認知症加算 IV	460 円／月	要介護 2 で日常生活自立度Ⅱ
若年性認知症利用者受入加算	800 円／月	
退院時共同指導加算	600 円／月	初回の訪問看護サービス
緊急時訪問看護加算	774 円／月	緊急時訪問看護サービス
ターミナルケア加算	2500 円／月	ターミナルケアの提供
訪問体制強化加算	1000 円／月	
総合マネジメント体制強化加算	1200 円／月	
科学的介護推進体制加算	40 円／月	
介護職員処遇改善加算 I	17.7 %	所定単位数で計算
特別管理加算（Ⅰ）	500 円／月	悪性腫瘍・気管切開を受けている 気管カニューレ・留置カテーテル
特別管理加算（Ⅱ）	250 円／月	透析 酸素 経管栄養 人工肛門 褥瘡 疼痛管理
サービス提供体制加算（Ⅰ）	750 円／月	介護福祉士を 70%以上

[料金表 その他保険外サービス等]

食事に要する費用	朝 300 円、昼 700 円、夕食 500 円
泊まりに要する費用	4,000 円／1 泊（食事は別途料金）
オムツ代	事業所がオムツを提供した場合は、実費をお支払いいただきます。
医療用品代	医療的な処置等に必要な物品費用は実費をお支払いいただきます。
イベント代	季節の行事、手芸、生花等は実費をお支払いいただきます。
理美容代	カット・パーマ、歯ブラシ、化粧品などの日常生活費は実費をお支払いいただきます。
病院同行サービス	病院等医療機関の受診について、ご家族の同行が叶わず職員が代理同行する場合、以下の費用をお支払いいただきます。

	鞆町内・・・無料 鞆町外・・・30分あたり1,000円
--	--------------------------------

9. 苦情等申立先

当社苦情相談窓口	管理責任者：佐藤 弥生
苦情箱の設置	1階玄関に設置
電話	084-970-5560
福山市介護保険課	084-928-1230
国保連合会	082-554-0783

10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

徳永医院	084-983-5050
鞆藤井医院	084-982-2431
小林歯科診療所	084-956-3174

11. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進会議を設置しています。

12. 利用者の損害補償

当事業所では、介護予防とリハビリテーションを主たる目的としているため、施設内や施設周辺設備に意図的にバリアを設けています。またその個人の能力に応じ、買い物、散歩などの機会を多くとります。このため転倒などの予期せぬ事故を完全には防げないものとご了承お願いいたします。職員が万全の注意を払う所存ですが、当事業所の責に帰すべき事由により生じた損害については賠償する責任を負います。

加入損害保険会社：あいおいニッセイ同和損保株式会社

代理店（有）R・M・C・モリ

電話0791-64-6716

私は、本書面に基づいて事業所の職員（ ）から、上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利 用 者

住所

氏名

利用者家族

住所

氏名